

身体障害者等に係る軽自動車税の減免

1 減免の対象となる障害の区分及び級

手帳の種類及び障害の区分		障害の級別	
身体障害者手帳	視覚障害	1級から3級までの各級又は4級の1 (4級のうち両眼の視力の和が0.09~0.12)	
	聴覚障害	2級又は3級	
	平衡機能障害	3級	
	音声機能又は言語機能の障害	3級(こう頭が摘出された場合に限る。)	
	上肢不自由	1級又は2級	
	下肢不自由	1級から6級までの各級	
	体幹不自由	1級から3級までの各級又は5級	
	乳幼児期以前の非 進行性の脳病変に よる運動機能障害	上肢機能	1級又は2級
		移動機能	1級から6級までの各級
	心臓機能障害	1級又は3級	
	じん臓機能障害	1級又は3級	
	呼吸器機能障害	1級又は3級	
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1級又は3級	
	小腸の機能障害	1級又は3級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害	1級から3級までの各級	
	肝臓機能障害	1級から3級までの各級	
戦傷病者手帳	身体障害者手帳の減免の範囲に準じます。		
療育手帳	㊤又はA		
精神障害者保健福祉手帳	1級で、かつ精神通院医療を受けている方		

2 減免できる軽自動車

上記の表の障害の級に該当する障害者又は当該障害者と同一生計の方が所有する軽自動車で、次のいずれかに該当する方が運転する軽自動車

- (1) 身体障害者又は戦傷病者本人が運転するもの
- (2) 身体障害者、戦傷病者、知的障害者又は精神障害者のために同一生計の方が運転するもの
- (3) 身体障害者、戦傷病者、知的障害者又は精神障害者だけの世帯のために当該障害者を常時介護する方が運転するもの